

証券コード 9993

2022年5月26日

株 主 各 位

山形県山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社ヤマザワ

代表取締役社長 古 山 利 昭

第60期定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第60期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は1株につき金13円50銭と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容は、後記をご覧ください

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に池田 正廣氏が選任されました。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に大場 正、柴田 真人の2氏が選任されました。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、本制度に基づき、対象取締役が当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年10,000株以内とし、年額10百万円以内とすることを決定いたしました。

以 上

お 知 ら せ

本総会後の当社の新しい役員の状況は、次のとおりとなります。

＜取締役＞	代表取締役社長	古山利昭
	専務取締役	木村 孝
	常務取締役	宇井俊郎
	取締役	山澤 廣
	取締役	工藤和久
	取締役	上畑日登美
	取締役 ※	高橋一夫
	取締役 ※	浜田 敏
	取締役 ※	尾原儀助
＜監査役＞	常勤監査役	池田正廣
	監査役 ※	川井雅浩
	監査役 ※	廣瀬 渉

※取締役 高橋一夫氏、浜田 敏氏、尾原儀助氏は、社外取締役であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

※監査役 川井雅浩氏、廣瀬 渉氏は、社外監査役であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

配当金のお支払いについて

第 60 期期末配当金につきましては、同封の「第 60 期期末配当金領収証」により、払渡しの期間内にお近くのゆうちょ銀行本支店及び出張所ならびに郵便局にてお早めにお受け取りください。

銀行口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認ください。株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の証券会社等へお問い合わせください。

なお、同封しております「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や、確定申告を行う際の資料としてご利用いただけます。

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">((1) ~ (8)、条文省略)</p> <p style="padding-left: 80px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(9). 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">((1) ~ (8)、条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(9). <u>フィットネスクラブの運営</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(10). 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は電子提供措置をとる事項のうち</u> <u>法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 16 条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条但し書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施工日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施工日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施工日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--------------	--

以 上